

事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係 13 指定信用情報機関関係 新旧対称表

改 正 案	現 行
13 指定信用情報機関関係 Ⅱ. 指定信用情報機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－1 報告書等の提出 (1)・(2) (略) (3) 上記の報告書及び届出の提出先は、<u>金融庁担当課室</u>とする。 (4) (略) Ⅱ－2 関係機関との連携 (1) <u>金融庁担当課室</u>は、指定信用情報機関から法第 41 条の 27 及び第 41 条の 28 の規定に基づく届出を受けた場合には、必要に応じて、関係機関へ連絡を行うこととする。 (2)～(4) (略) (5) 指定信用情報機関は、登録行政庁との間で情報共有を図った場合、その内容を<u>金融庁担当課室</u>に適宜報告するものとする。	13 指定信用情報機関関係 Ⅱ. 指定信用情報機関の監督に係る事務処理上の留意点 Ⅱ－1 報告書等の提出 (1)・(2) (略) (3) 上記の報告書及び届出の提出先は、<u>監督局総務課金融会社室</u>とする。 (4) (略) Ⅱ－2 関係機関との連携 (1) <u>金融会社室</u>は、指定信用情報機関から法第 41 条の 27 及び第 41 条の 28 の規定に基づく届出を受けた場合には、必要に応じて、関係機関へ連絡を行うこととする。 (2)～(4) (略) (5) 指定信用情報機関は、登録行政庁との間で情報共有を図った場合、その内容を<u>金融会社室</u>に適宜報告するものとする。